



Hong Kong Tax Alert

30 October 2023

2023 Issue No. 13

香港政府が、(i)国内源泉譲渡益に対する課税の確実性¹、及び(ii)国外源泉譲渡益の対象範囲をあらゆる種類の資産に拡大する²修正法案について説明

2023年10月19日、香港政府の財經事務及庫務局（以下、「FSTB」）と内国歳入局（以下、「IRD」）は、これら2つの法案の背景と特定の条項について、利害関係者を対象に説明会を実施しました。

(i)の法案は2023年10月20日に、(ii)の法案は23年10月13日に公表されました。これら2つの法案の主要な条項については、実際には、FSTBとIRDがこれまでに実施した説明会を通じて利害関係者に既に説明されています。これまでの説明会で議論された内容については、EYが発行したタックスアラート³をご参照ください。

本タックスアラートでは、これら2つの法案の主な条項について、FSTBとIRDからの最新の情報や説明をまとめています。

注記:

1. 2023年度内国歳入法改正法案(適格株主持分の譲渡益)、香港立法会、
www.legco.gov.hk/yr2023/english/bills/b202310201.pdf (2024年1月15日アクセス)
2. 2023年度内国歳入法改正法案(国外源泉譲渡益に対する課税)、香港立法会、
www.legco.gov.hk/yr2023/english/bills/b202310201.pdf (2024年1月15日アクセス)
3. 2023年9月20日付EY Japan税務ニュース「香港、国内源泉の譲渡益に対する課税の確実性、及び国外源泉所得非課税(FSIE税制)制度の修正に関する最新情報」、2023年11月15日付EY Japan税務ニュース「香港、国外源泉譲渡益の対象範囲を拡大するための修正法案が公表」

「課税の確実性の向上スキーム」(以下、「TCES」)

TCESの基本条件は、投資家が被投資企業の株式持分を譲渡前の24カ月間継続保有し、かつ、当該被投資企業の総持分の15%以上を占めている必要があります。

TCESの適用の基本条件を満たす場合、当該被投資企業の譲渡益は、資本性と見なされ香港では課税されないため、資本性か収益性かを判断するための「badges of trade」分析は不要となります。

以前のタックスアラートで説明したように、15%の基準値はグループ基準で判断されます。すなわち、企業が保有する被投資企業の株式持分と、その「密接に関連する」事業体が保有する株式持分とを合算して、必要とされる15%の基準値を満たしているかどうかを判断します。

「密接に関連する」事業体の定義

ここで問題となるのは「密接に関連する」事業体の定義です。具体的には、被投資企業に対する受益持分が50%以上であることに加え、被投資企業の株主総会において行使できる議決権は「密接に関連する」か否かの判断基準に含められるかどうかが問題です。

このように議決権による判断を基準に含めることで、被投資企業が発行した株式の議決権において、他の種類株式に比べて不釣り合いに高い議決権を有する種類株式を保有する投資家によって被投資企業が支配されている場合に対応できます。

本法案では、一方の事業体(自然人ではない)が他方の事業体に対する議決権の50%超を直接的又は間接的に保有していること、又は、別の事業体が各関連事業体それぞれに対して議決権の50%超を直接的又は間接的に保有していることで、「密接に保有する」関係という条件を満たすと規定しています。

「不動産取引事業」の定義

被投資企業が基準期間に「不動産取引事業」に従事しており、投資家がこの期間内に当該被投資企業の株式持分を譲渡した場合、TCESの適用対象とはなりません。

本法案では、「香港又は香港域外に所在する不動産の取得・売却活動を行う事業体は、当該不動産の取得・売却活動が不動産開発の事業に付随するものでない限り、当該企業は不動産取引事業を行う」と見なされます。

IRDは、「不動産取引事業」の定義には「トレーディング目的の不動産取引」は含まれないことを明確化しました。例えば、一般的な商品取引事業者が、短期的に利益を得る目的で、ある年度に単独の住宅取引を行っただけの場合、当該商品取引事業者は当該年度において「不動産取引事業」に従事しているとは見なされません。

反対に、通常は不動産の取引事業を行っている事業体が、ある年度に不動産を転売しなかったからといって、必ずしも当該年度に「不動産取引事業」に従事していないと見なされるとは限りません。特に、当該年度中に未販売の不動産を保有していたケースはこのような事象に該当します。

「トレーディング目的の株式」の定義

「トレーディング目的の株式」と見なされる株式持分の譲渡は、TCESの適用対象外となります。

具体的には、本法案では、投資家の口座に反映された株式持分の時価評価損益が課税対象、又は損金算入となっている場合、当該株式持分は「トレーディング目的の株式」と見なされます。

また、被投資企業の株式持分の一部譲渡から得られた譲渡損益が過年度にて課税対象、又は損金算入となっていた場合には、同じ機会に取得した残りの株式持分も「トレーディング目的の株式」と見なされます。

施行日

TCESは、法案の可決を前提に、2024年1月1日以降の国内源泉の譲渡益で、23年4月1日以降に開始する課税年度の対象期間に計上される譲渡益に対して適用されます。

TCESの法的規定は、シンガポールの同様の制度とは異なり、有効期限はありません。

国外源泉譲渡益の対象範囲をあらゆる種類の資産へ拡大

本法案は、現行の国外源泉所得非課税制度（以下、「FSIE税制」）の下で国外源泉譲渡益の対象となる範囲を、株式持分のみから、あらゆる種類の資産へ拡大しようとしています。

この提案されている変更は、欧州連合（以下、「EU」）が2022年12月に発表したFSIE税制に関するガイダンスのアップデートに準拠するためのものです。このような対象範囲の拡大を行わなければ、香港はEU加盟国による経済的な対抗措置の対象となる可能性があります。

グループ内軽減措置

あらゆる種類の資産に適用される条件

本法案では、関連事業体が2年間、(i) 75%の基準値で関連性を維持し、かつ(ii) 香港の事業所得税が課されることを条件として、あらゆる種類の資産のグループ内譲渡から生じる利益は、譲渡時に課税されないという軽減措置を認めています。

前述の「密接に関連する」という用語と同様に、75%の関連性についても、一方の事業体が他方の事業体に対して議決権の75%超を直接的又は間接的に保有しているか、又は別の事業体が各関連事業体それぞれに対して議決権の75%超を直接的又は間接的に保有していることにより条件を満たすことになります。

知的財産（以下、「IP」）のグループ内移転に適用される特定のグループ内軽減措置

本法案は、IP資産譲渡益に関して、FSIE税制の下で取得したIPから生じる譲渡益又はロイヤリティ収入が課税対象となるかを判断するために、グループ内譲渡後の譲受企業のネクサス比率をどのように計算するかについて、具体的な規定を設けています。

具体的には、本法案のセクション150A(9)は、譲受企業がIPに関連する譲渡企業の適格研究開発支出（以下、「QE」）及び非適格支出（以下、「NE」）を負担したと見なすと規定しています。

言い換えれば、FSIE税制の下で取得したIPから得られる譲渡益に対する譲受企業のネクサス比率を計算する上で、このような譲渡企業の支出は、グループ内譲渡後に譲受企業が負担したQE及びNEに加算されることになります。

譲受企業のネクサス比率の計算上、IPのグループ内譲渡はなかったかのように扱うことが、このみなしアプローチの目的です。

しかし、譲渡企業のQEとNEは、IPのグループ内譲渡の価格や対価に反映されます。譲受企業が支払うこのような価格や対価は、当該譲受企業のNEとなります。そのため、みなしアプローチでは二重計上が生じる可能性があります。別添にて、関連する設例について示します。

ただし、上記のみなしアプローチでは、譲受企業が取得したIPから得たロイヤリティ収入には適用されない見込みです。言い換えれば、FSIE税制の下で非課税となるロイヤリティ収入の範囲を決定するにあたっての譲受企業のネクサス比率では、譲受企業自身が負担したQEとNEのみが対象となります。

ビジネスの円滑化措置

現行のFSIE税制と同様に、国外源泉譲渡益の対象範囲が拡大するにあたって税務申告を行う際には、経済的実体要件（以下、「ESR」）への順守を証明するには、不可欠な概要情報と申告が要求されます。

IRDは、納税者に確実性を提供するために、法案可決前の経過措置として、ESRへの順守に関する事前裁定又は長官の意見書を引き続き提供します。これらの裁定や意見書は、最長で5年間有効です。

また、現行のFSIE税制の下での所得について、ESRの充足に関して裁定や長官の意見書を取得した納税者に向けて、当該裁定又は意見が他の種類の資産の譲渡にも適用できるよう付属別表が用意されています。

さらに、IRDは、納税者の修正FSIE税制への理解を促進するために、設例やよくある質問を含む実務ガイドを公表する予定です。また、IRDの専門チームは、修正FSIE税制に関する納税者のあらゆる質問に対応することができます。

論評

EYは、政府がTCESの設計、及びあらゆる種類の資産の国外源泉譲渡益に対するグループ内軽減措置を含めたFSIE税制の修正案において、利害関係者からの提案が多く受け入れられていることを歓迎します。

しかしながら、上述した譲受企業のネクサス比率の計算が示すように、IP資産の譲渡についてグループ内軽減措置を受けた場合、そのような取得資産から生じる所得の課税は複雑になる可能性があります。

上記や法案についてご質問やご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。



別添 - FSIE税制の下でのネクサス比率の計算方法に関する設例

X1年、A社は適格IPを自社開発し、100香港ドルの適格研究開発費(以下、「QE」)を支出しました。

FSIE税制の下では、国外源泉のIP収入の全部又は一部を非課税扱いとするネクサス比率は、特許又は特許類似ノウハウの形態での適格IPにのみ適用されます。商標などの他の種類のIPから得られる国外源泉のIP収入は、香港で受領した場合、FSIE税制の下で全額が課税され、ネクサス比率はそのような収入には適用されません。

X2年1月1日に、A社は、関係会社であるB社に150香港ドルで適格IPを譲渡し、50香港ドル(150香港ドル-100香港ドル)のグループ内譲渡益を得ました。

X2年及びX3年に、B社は、取得した適格IPに関連して次の費用を支出しました。

	X2年	X3年
QE	60	-
非適格支出(NE)	100*	-
B社が負担したQEとNEの合計	160	-

*B社がA社に支払った適格IPのグループ内譲渡のみなし取得価格100香港ドルを表します。実際に支払った対価は150香港ドルであるにもかかわらず、法案のセクション150A(5)により、A社がIPについて負担した開発費用である100香港ドル(すなわち、A社が負担した適格R&D費用)のみが、B社の負担した取得原価と見なされます。

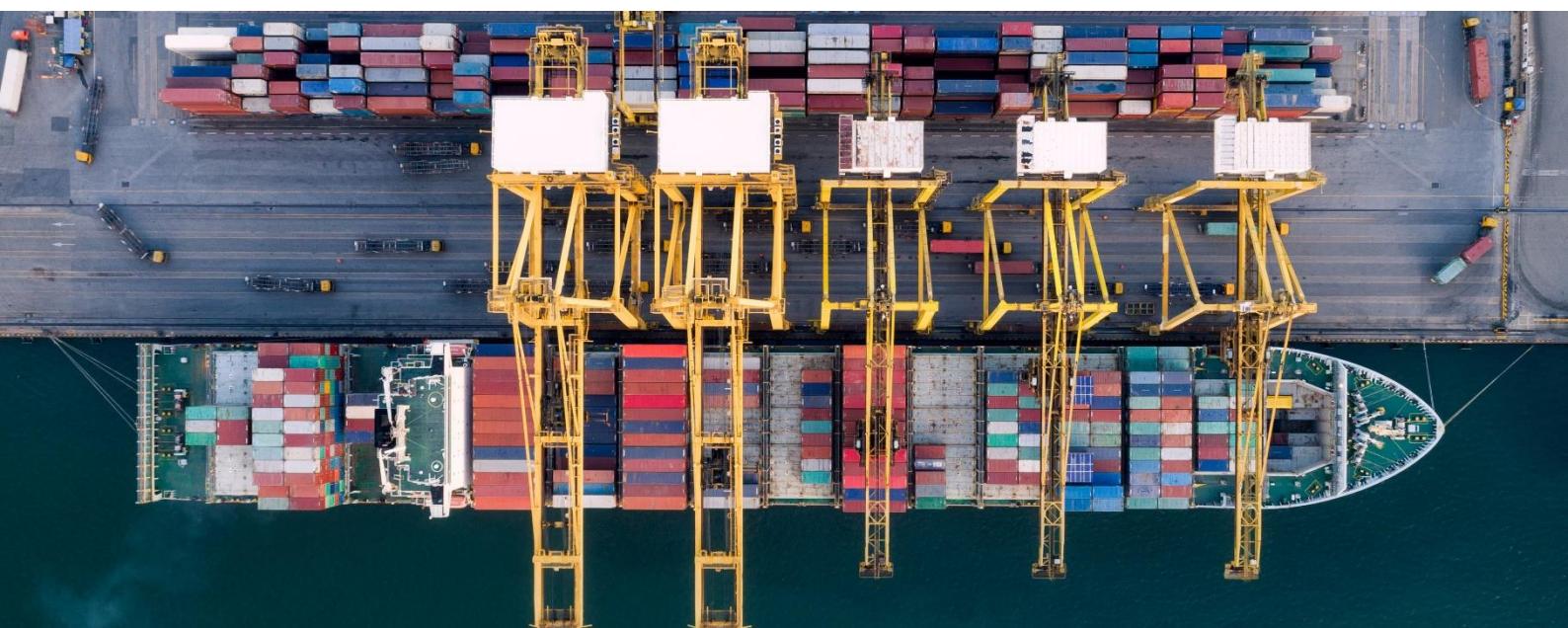
すべてのIP資産譲渡益が(i)国外源泉であって、(ii)譲渡日に香港で受領し、かつ(iii)A社とB社は保有期間を通じて関連性を維持しており事業所得税の課税対象であると仮定します。

X4年1月1日に、B社は適格IPを230香港ドルでグループ外の事業体に譲渡し、70香港ドル(230香港ドル-160香港ドル)の譲渡益を得ました。この場合、B社は、A社から適格IPを取得するための費用について、実際の支払額が150香港ドルであったにもかかわらず、2年間の「関連性」を維持して事業所得税が課されるという条件に違反していないことから100香港ドルのみを負担したと見なされます。

税務上の効果

グループ内のIP資産譲渡益

A社がB社に適格IPを譲渡した際に生じた50香港ドルの譲渡益は、グループ内軽減措置により免税対象となります。



X4年1月1日の非関連事業体への譲渡にて発生する70香港ドルのIP譲渡益について

<シナリオ(i)>

法案のセクション150A(9)を文字通りに解釈するならば、X4年1月1日に取得したIPの資産譲渡益に関連するB社のネクサス比率を決定するにあたって、譲渡企業(すなわち、A社)のQEとNEを譲受企業(すなわち、B社)が負担したQEとNEと合算する必要があります。

A社

(B社負担と見なされます)

	X1年
QE	100
NE	なし

B社

	X2年	X3年
QE	60	なし
NE	100	なし

X4年1月1日の適格IP譲渡について、B社のネクサス比率は次のとおりです。

$$\frac{(100 + 60) \times 130\%}{100 + 100 + 60} = 80\%$$

上記比率の分子は、A社とB社のQEを合算したものであり、分母の総支出額を上限に30%引き上げられます。分母は、A社とB社がそれぞれ負担したQEとNEを合算したものです。

したがって、X4年の譲渡益である70香港ドルのうち、FSIE税制の下で非課税となる部分は以下のとおりです。

70香港ドル × 80% = 56香港ドル

EYの所見:B社が負担した100香港ドルのグループ内取得原価は、A社が負担した100香港ドルのQEをB社のNEにすることで、ある意味、二重計上となる可能性があります。B社が取得した適格IPの譲渡について、B社のネクサス比率を決定するにあたって、A社とB社のNEとQEをそれぞれ別々に把握してから合算しなくてはならない場合がこれに該当します。

※下記、比較シナリオ(ii)を参照。

<シナリオ(ii)>

グループ内取引において、100香港ドルのみなし取得価額を譲受企業のNEとしない場合、取得したIPの譲渡についてのB社のネクサス比率は、次のとおりです。

$$\frac{(100 + 60) \times 130\%}{100 + 60} = 100\%$$

このシナリオでは、分母にNEが存在しないため、分子の引き上げは行われません。

したがって、X4年の譲渡益である70香港ドルのうち、FSIE税制の下で非課税となる部分は以下のとおりです。

70香港ドル × 100% = 70香港ドル

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services				
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services				
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com		Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com		Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com		Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com		
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com		Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com		Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com		
Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com		Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com		Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com		
Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com				Customer Tax Operations and Reporting Services				
China Tax Services				US Tax Services				
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com		Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com		Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com		Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com		
Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com				International Tax and Transaction Services				
Payroll Operate		Accounting Compliance and Reporting						
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com		Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com		Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com		International Tax Services		
International Tax and Transaction Services								
International Tax Services		Transfer Pricing Services						
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com		Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com		Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com		Transfer Pricing Services		
Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com								
Transaction Tax Services								
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Transaction Tax Services				
People Advisory Services								
Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Mary Chua +852 2849 9448 mary.chua@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com			
Asia-Pacific Tax Centre								
Tax Technology and Transformation Services			International Tax and Transaction Services		Indirect tax			
Agnes Fok +852 2629 3709 agnes.fok@hk.ey.com			US Tax Desk		Shubhendu Misra +852 2232 6578 shubhendu.misra@hk.ey.com			
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Peggy Lok +852 2629 3866 peggy.lok@hk.ey.com	Andy Winthrop +852 2629 3556 andy.p.winthrop@hk.ey.com			
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com			Winona Zhao +852 2515 4148 winona.zhao1@hk.ey.com	Operating Model Effectiveness				
			Alice Chung +852 3758 5902 alice.chung@hk.ey.com	Edvard Rinck +852 9736 3038 edvard.rinck@hk.ey.com	Tax and Finance Operate			
					Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2023 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

02127-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.